

○大竹市公共事業再評価実施要領

平成11年12月 1 日

制定

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る為、新たな再評価システムを導入する。再評価システムは、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当り、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を休止又は中止することとするものである。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 事業採択 事業が予算化されることとする。
- 2 未着工の事業 用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業とする。ただし、土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、権利変換等が実施されている場合は、未着工としない。
- 3 水道施設整備事業 厚生労働省が所管する簡易水道等施設整備費補助金又は水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業とする。

第3 対象となる事業の範囲

再評価の対象とする事業は、市が実施主体となる事業のうち、国が費用の一部を補助又は負担する事業（以下「補助事業等」という。）であって、維持管理及び災害復旧に係る事業を除く事業とする。

第4 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、補助事業等のうち、国が定める再評価実施要領に掲げられている事業で、次に掲げるものとする。

- 1 事業採択後一定期間（5年を基準とする。）を経過した時点で未着工の事業
なお、事業採択後一定期間（5年を基準とする。）を経過した時点で着工済みの事業についても、進捗状況、地元情勢等により事業が順調に進展しているかどうかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。
- 2 事業採択後一定期間（10年を基準とする。ただし、水道施設整備事業は5年を基準とする。）が経過した時点で一部供用事業を含め継続中の事業
- 3 再評価実施後一定期間（5年を基準とする。ただし、下水道事業は10年を基準とする。）が経過した時点で一部供用事業を含め継続中又は未着工の事業

4 社会経済情勢の急激な変化等により、市長が特に必要があると認める事業

5 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費が予算化され」を「都市計画が決定又は変更され」に読み替えることができるものとする。

第5 再評価の実施手続き

再評価の実施フロー図は別紙1のとおり

1 再評価の実施手続

① 再評価の実施主体は、大竹市とする。

② 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

(ア) 前項第1号から第3号までに掲げる事業については、それぞれ定める一定期間を経過した年度の当該年度末までに実施する。ただし、前回の再評価において決定した対応方針に従って行う事業で、実質的に新たな補助事業等になると認められるものについては、特に必要があると認める場合に限り、実施時期を延期することができる。

(イ) 前項第4号に掲げる事業については、随時当該年度末までに実施する。

③ 評価事業の一覧表の作成

市長は、再評価を実施する事業の一覧表を作成し、大竹市附属機関設置に関する条例（平成25年大竹市条例第26号）別表に規定する大竹市事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

④ 対応方針（案）の作成

市長は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、加工及び整理等によって、再評価に係る資料作成を行い、事業の継続、休止又は中止の方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成する。

⑤ 対応方針の決定等

市長は、対応方針（案）に対して、必要に応じて委員会の意見を聴き、その意見を尊重し、当該事業の対応方針を決定する。その後、必要な場合は、国庫補助金交付等に係る要求を行うものとする。

⑥ 河川事業の取扱

河川事業における再評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定、変更の規定等によることができるものとする。

第6 評価の方法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、国の策定する評価手法を採用するものとする。

1 評価の視点

評価を行う際の視点は次のとおりとする。

- (ア) 事業の進捗状況
- (イ) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (ウ) 事業採択時の費用対効果，分析の要因の変化
- (エ) コスト縮減や代替案の立案等の可能性

2 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって，市長は事業の進捗状況，地元情勢等から判断し，チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法を設定するものとする。なお，チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた場合には，詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。（フローイメージは別紙2のとおり）

第7 再評価結果及び対応方針の報告

市長は，国から再評価の結果及び対応方針の報告を求められたときは，国に報告するものとする。

第8 対応方針の公表

市長は対応方針の決定後，再評価の結果及び対応方針を，結論に至った経緯，再評価の根拠等とともに公表する。

第9 施行期日

平成11年12月1日

附 則

この要領は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

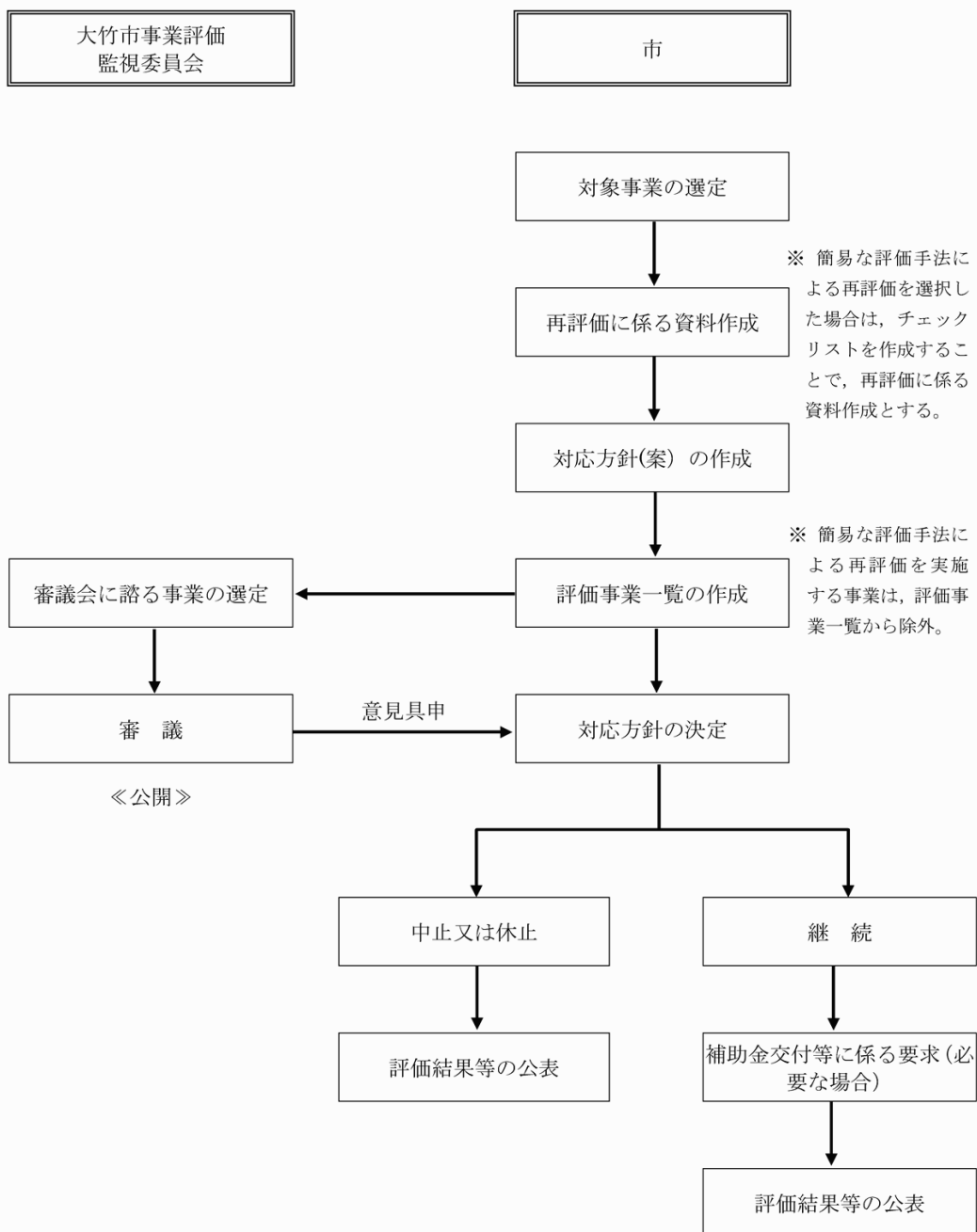
附 則

この要領は，平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年3月31日から施行する。

再評価の実施フロー



事業の状況に応じた評価手法について(フローイメージ)

